臨床データサイエンス学環履修規程

令和８年３月９日
制定

（目的）
第１条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第36条に定める臨床データサイエンス学環学生の履修方法等について、必要な事項を定める。
（履修）
第２条　授業科目の所定の授業時間数の70％以上に出席し、試験等を受験した者は当該授業科目を履修したものとする。
（修得）
第３条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者は当該授業科目を修得したものとする。
（失格）
第４条　この規程において失格とは、第２条に定める当該授業科目への出席が70％未満で、試験を受験する資格がないことをいう。
（授業科目）
第５条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。
２　在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。
（履修手続）
第６条　授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を教務企画課に提出し、履修登録をしなければならない。
２　前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。
３　履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。
４　卒業の要件として修得すべき単位数について、１年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として55単位とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。
５　前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は制限単位数を超えて履修登録を行うことができる。
（試験）
第７条　履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。
２　試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。
３　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。
（１）　前条に定める履修登録をしていない者
（２）　失格となった者
（３）　試験開始時間に20分を超えて遅参した者
（４）　学生証を所持しない者
（５）　授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者
４　試験日程及び時間割等は、別に定める。
（定期試験）
第８条　定期試験は各学期末に行う。
（試験欠席届）
第９条　前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、１週間以内に試験欠席届を教務企画課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
（１）　疾病による場合
　　医師の診断書（受験できなかった事由、期間が記載されているもの）
（２）　交通事故の場合

警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）

（３） 忌引の場合

保証人の証明書

（４） その他緊急やむを得ない場合

理由書

２　前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。

３　第１項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を０点とみなす。

（追試験）

第10条　追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。２　追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに教務企画課に提出し、手続きを完了しなければならない。

３　前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を０点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（再試験）

第11条　再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

２　再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料（１科目2,000円）を添えて、指定の期限までに教務企画課に提出し、手続きを完了しなければならない。

３　再試験における成績の評価は、可（60点）以下とする。

４　第２項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（試験中の不正行為）

第12条　試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第47条に基づき懲戒する。

２　前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を０点とみなす。

（受験心得）

第13条　受験心得については、別に定める。

（補則）

第14条　この規程に定めのない事項は、教授会で決定する。

（改廃）

第15条　この規程の改廃は、教授会の議を経て、学環長が決定する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。